令和８年度　第３回岩手地方最低賃金審議会　議事録

１　日　時

令和８年８月３日（月）　午前10時00分～午前12時23分

２　場　所

盛岡第２合同庁舎　３階共用会議室

３　出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、横山委員

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、中村委員、山田委員

（使用者代表委員）小笠原委員、工藤委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

（事務局）川又労働局長、小川労働基準部長、髙橋賃金室長、畠山賃金室長補佐、
鈴木賃金調査員

４　議　事

（１）関係行政機関からの概況説明について

① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について

② 県内の雇用動向等について

（２）「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について」の伝達

（３）主要指標について

（４）岩手県最低賃金と生活保護との比較について

（５）令和８年賃金改定状況調査結果について

（６）令和８年最低賃金に関する基礎調査結果について

（７）その他

○齋藤会長

それでは、審議会を開始いたします。最初に、本日の審議会委員の出席状況について、事務局から報告願います。

○事務局　賃金室長補佐

本日の審議会委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、公益代表委員５名、労働者代表委員５名、使用者代表委員５名が出席しており、定足数を満たしておりますので、最低賃金審議会令第５条２項の規定により審議会として成立しておりますことをご報告いたします。

○齋藤会長

それでは、議題に入りますが、議題に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。審議会運営規程第７条により公益委員は会長の私が署名いたしますが、労働者代表委員は小林委員、使用者代表委員は藤田委員にお願いいたします。

それでは、最初に川又局長から諮問について説明があるとのことですのでお願いいたします。

○労働局長

おはようございます。資料№１－１を御覧いただければと思います。令和８年７月７日に岩手県最低賃金改定の諮問をさせていただいたところでございますが、令和８年７月21日に「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」が閣議決定されたことから、岩手県最低賃金改定につきましても、これらにも配意した貴会の調査審議を申し上げると、改めてのお願いになります。

これにつきましては、前回の審議会で委員から、諮問内容は例年と何が違うのかとご質問がございましたが、諮問の前に政府の経済対策が閣議決定された場合には、併せて諮問文の中にも政府方針に配意した調査審議をお願いしているところでございますが、今回は諮問の後に経済対策が閣議決定されたところですので、改めて政府方針に配意した調査審議を追加してお願いする主旨でございます。ご理解をいただきますようお願いいたします。

○齋藤会長

ありがとうございました。ただ今の労働局長の説明はよろしいでしょうか。

（委員から「はい」の声）

（１）関係行政機関からの概況説明について

○齋藤会長

それでは議題に入ります。議題（１）「関係行政機関からの概況説明について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局　賃金室長補佐

関係行政機関からの概況説明につきましては、第１回審議会で「最近の景況、物価動向及び家計調査等について」、「県内の雇用動向等について」に係る説明をそれぞれ岩手県ふるさと振興部調査統計課及び岩手労働局職業安定部職業安定課へ依頼することが確認されております。

本日は、初めに岩手県ふるさと振興部調査統計課木村幸地総括課長と小原浩司調査担当課長から「最近の景況、物価動向及び家計調査等について」、次に岩手労働局職業安定部職業安定課佐々木文雄地方労働市場情報官から「県内の雇用動向等について」説明をいただきます。

資料につきましては、岩手県ふるさと振興部調査統計課の資料はＣのインデックス１、岩手労働局職業安定部職業安定課の資料は、Ｃのインデックス２に編綴しておりますので、それぞれ御覧ください。

なお、説明時間は、質疑を含め１行政機関20分程度を目安に考えておりますので、進行にご協力をお願いいたします。

①最近の景況、物価動向及び家計調査等について

別冊主要統計資料Ｃ－１ア「岩手県の景況、物価動向、家計調査について」、Ｃ－１イ「岩手県の景況」、Ｃ－１ウ「盛岡市消費者物価指数（令和８年６月分）」により、岩手県ふるさと振興部調査統計課から説明された。

○齋藤会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。山田委員どうぞ。

○山田委員

ありがとうございました。３ページ以降のところでそれぞれの項目に合計があり、例えば３ページですと、百貨店・スーパーで右上に合計があるのですが、この合計の計算の仕方を教えていただけますか。

○齋藤会長

ただいまの質問は、３ページ以降のグラフの右上に合計欄がありますが、その内訳と合計との関係ですね。例えば百貨店・スーパーであれば、百貨店がマイナス13.9%、スーパーが1.2%に対して、合計がマイナス0.7%になっている。これはどういう計算になっているのかという質問かと思います。

○岩手県ふるさと振興部統計調査課

今例示いただきました３ページの右上、百貨店・スーパーの合計マイナス0.7%といいますのは、百貨店とス－パーの販売額の合計をトータルで見ますと、前年同月比マイナス0.7%になっているということです。

○山田委員

販売額ですか。

○岩手県ふるさと振興部統計調査課

そうです。どうしても百貨店よりもスーパーの方が販売額が多いものでございますから、百貨店のマイナスをスーパーのプラスが吸収し、全体としてマイナスの0.7%ということになっています。

○山田委員

他のところも合計金額に対してということですね。

○岩手県ふるさと振興部統計調査課

そのとおりです。

○山田委員

分かりました。ありがとうございます。

○齋藤会長

それぞれ項目ごとに金額が違いますので、その増加に対する寄与度が違うということで、合計額は合わないのですが、全体の動きを示しているということでございます。

それ以外に何かございましたらお願いいたします。松川委員どうぞ。

○松川委員

丁寧なご説明ありがとうございました。６ページの盛岡市消費者物価指数が2025年８月ぐらいまではほぼ全国と同じような動きをしていますが、そこから先が随分盛岡市の消費者物価指数が前年比で高くなっているのは、何か特別な要因が考えられるかお分かりになるのでしょうか。

○齋藤会長

盛岡市の消費者物価指数が2025年後半から全国を上回るようになった、その要因について教えていただきたいということですが、お分かりになる範囲でよろしいです。

○岩手県ふるさと振興部統計調査課

今詳細を持ち合わせていないので恐縮ですが、調査している品目それぞれで上昇しているところは把握しております。特にその支出の中で、住居支出が結構伸びているという結果は把握しておりますが、それ以外、具体的に様々な規模で総合的に指数を出しておりますので、そこまでの詳細はないのでご容赦いただければと思います。

○齋藤会長

全般的に伸びているようですが、住居費等は高くなっているということでございました。それでは、その他ございますでしょうか。近藤委員どうぞ。

○近藤委員

５ページの有効求人倍率のところですが、全体としてゆるやかに低下しているのはよく分かるのですが、全国と岩手県の正社員が今年に入って大幅に下落している。私どもの大学でも生成ＡＩが入ってきて、新卒の大卒求人が現実的に減ってきていることは分かるのですが、特に岩手県においては、製造業の出荷額が多い中で、生成ＡＩの影響で正社員の有効求人が減るというのは矛盾していると考えますが、東京や全国の正社員の減少率と、特に岩手県における正社員の有効求人倍率の減少率をどのようにお考えになっているのか教えていただけますか。

○齋藤会長

ただいまの質問は、25年の終わりあたりから正社員の有効求人倍率は減ってきて、生成ＡＩの影響も考えられますが、岩手県の場合、電子部品・デバイスなどの企業が多いわけですが、矛盾しているのではないかということで、何かお分かりになるところがあればお答え願います。

○労働局長

ご質問につきましては、次の労働局の説明と重なりますので、労働局が説明する際に併せてご説明することでよろしいでしょうか。

○齋藤会長

分かりました。それでは、ただいまのご質問は次の労働局の説明でお答えいただければと思います。それ以外にございますでしょうか。

（委員から「なし」の声）

それでは、以上とさせていただきます。お忙しいところをありがとうございました。

②県内の雇用動向等について

別冊主要統計資料Ｃ－２ア「一般職業紹介状況（令和８年６月）」、Ｃ－２イ「職業別新規求人・求職平均賃金情報」、Ｃ－２ウ「新規学校卒業者初任給情報」、Ｃ－２エ「初任給情報（過去４年比較）」、Ｃ－２オ「岩手県の労働市場（雇用保険取扱状況）」により、岩手労働局職業安定部職業安定課から説明された。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明についてご質問等がございまし

たらご発言をお願いいたします。近藤委員、先ほどのご質問の説明がありましたが、よろしいですか。

○近藤委員

承知いたしました。

○齋藤会長

それでは、それ以外に何かございましたらお願いします。宗形委員どうぞ。

○宗形委員

６ページ一番下の事業所規模のところですが、前年同月比で500人以上の事業所の求人が減っている理由についてお伺いします。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

まずは求人数そのものがあまりよくないということもあると思いますが、製造業のところでもお話ししましたが、省人化や省力化を進めている事業所が結構多くありますので、省人化・省力化をしている事業所がそのあたりの規模が多いことが、求人が少なくなっている要因の一つと考えております。

○宗形委員

例えば外国人労働者とか、もしくは独自で求人活動を行うとか、そういった影響というのはどうなのでしょうか。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

資料はございませんが、ハローワークからの報告では、特段そういった声はあまり聞こえてきていませんので、そこまで大きな影響はないかと見ております。

○齋藤会長

そのほかにございませんか。

（委員から「なし」の声）

それでは、以上とさせていただきます。お忙しいところをありがとうございました。

（２）令和８年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

○齋藤会長

それでは、次の議題に入ります。議題（２）「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について」の伝達です。事務局から説明をお願いします。

○事務局　賃金室長

目安伝達の前に、中央最低賃金審議会藤村会長からのメッセージを事務局から代読させていただきます。本来であればビデオメッセージになりますが、設備の関係でビデオを流すことができませんので、メッセージメモを室長補佐が代読いたします。

（メッセージの内容は以下のとおり）

①最低賃金の位置付け、考慮要素

最低賃金は、最低賃金法第１条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の３要素を考慮し公労使の最低賃金

審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものである。

引上げ額検討に当たり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方は改めて申し上げると次のとおりである。まず、最低賃金は法定の３要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すこととなっている。また、近年は政府の閣議決定に配意した審議を求められている。近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正である。

②目安の位置付け

次に、目安について詳しく申し上げる。

令和５年全員協議会報告や、令和８年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものである。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている３要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の３者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましい。

③令和８年度目安のポイント

目安の位置付けについてご理解いただいた上で、今年度の目安に関する公益委員見解のポイントをご説明する。

今年度の目安についても、３要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で６回にわたって真摯に議論を重ねた。

３要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げる。

まず、「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した「頻繁に購入」する品目や「１か月に１回程度購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。

こうした中、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的消費支出」、「１か月に１回程度購入」する品目は、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していると判断した。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認した。

また、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第４表①②③における賃金上昇率はいずれも昨年の結果を上回った。大企業を対象に含む結果である

春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断した。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を目指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第４表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員１人当たり付加価値額の動向等も確認した。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えた。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意した。

今年度示した目安について、これまでの説明と重複はあるが、３要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、生計費については、昨年度に引き続き、消費者物価指数が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮した。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮した。また、売上高経常利益率など賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮した。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業、小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は4.9%、55円を基準として、ランク別の目安額を検討することとした。

次に、ランクごとの目安額について。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えた。

その上で、賃金改定状況調査結果第４表①②における賃金上昇率がＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクよりも高くなっていること、第４表①②③における、ＡランクとＢランク、ＢランクとＣランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮すると、Ａランクと比較し、Ｂランクを相対的に高くするとともに、Ｃランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えた。

これらのことを考慮した結果として、具体的には、Ａランク54円・4.5%、Ｂランク56円・5.2%、Ｃランク56円・5.4%としたところである。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたい。なお、都道府県別に示されている地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、今後労働局には伝達されることを承知しているので、適宜参考にされたい。

④目安全協の取りまとめについて

また、中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえ、令和８年６月23日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめた。地方最低賃金審議会には、ここに記載の「対応方針」を丁寧にお読み取りいただき、これを踏まえた審議を行うことを改めて要望する。

⑤さいごに

以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している。

○事務局　賃金室長

それでは、資料№１－２「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を御覧ください。

（資料№１－２により目安を伝達）

○齋藤会長

ただいま事務局より目安が伝達されましたが、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。工藤委員どうぞ。

○工藤委員

私から質問と意見が３点ございます。

１点目は、ご説明いただいた別紙１の４ページ「ウ通常の事業の賃金支払能力」についてです。この２段落目に「経常利益については、令和６年度」とある後に、「資本金1,000万円未満の企業12.7%の減少となっている」とあるのはそのとおりですが、その後に「令和５年度に比べると改善傾向にある」とありますが、別紙の参考資料14ページのデータを見ますと、資本金1,000万円未満企業の2024年度の数値は、2023年度の数値より悪くなっているのに、改善傾向としている理由をお聞きしたいと思います。

あとは意見ですが、売上高経常利益率について、資本金1,000万円以上のデータを引用して「安定して改善傾向にある」とありますが、最低賃金の引上げで特に経営の圧迫が想定される資本金1,000万円未満企業のデータがなく、判断できないところがあります。直近の実態を踏まえた判断が必要ということで、中央最低賃金審議会では関係するデータで判断するため、その後のデータを用いたものと見ておりますが、特に「国内企業物

価指数」について直近のデータで上昇しているということ、それから中小企業景況調査における業況判断が連続して低下しているなど、直近では厳しい状況にあるということに当審議会でも審議において留意が必要と考えますし、それから中央最低賃金審議会と同様にデータがないということではなく、地方最低賃金審議会では関係するデータを模索して、納得できる審議をする必要があると思います。

２点目は、価格転嫁についてです。５ページの１行目に「企業規模が小さいほど労働分配率が高い」とありますが、その反面「加えて」と始まる段落に、賃上げ原資を確保するためには価格転嫁が必要ということですが、これに関して中小企業庁の調査結果によると、ご説明いただいたように約１ポイント増加54.2%などとありますが、岩手県は令和７年９月の中小企業庁の調査結果によると、都道府県別では発注者側で45.5%と一番低い47位、受注者側でも46.5%で43位と、非常に低い状況になっておりまして、令和８年３月の調査結果ではそれぞれ48.3%の44位、50.2%の40位と、少しは改善したものの、全国の中では価格転嫁率が非常に低く価格転嫁ができていないのですが、先ほどの労働分配率のように、価格転嫁ができていないが賃金に分配している企業が多いことにも留意して、本県の審議を進める必要があると思います。

それから、３点目、地域間格差の是正についてです。

○齋藤会長

申し訳ありません。質問を分けていただいた方がいいと思います。

○工藤委員

そうですか。では、２点目まで。

○齋藤会長

それでは、今までお話しいただいたところで、まず公益委員見解の４ページ「ウ通常の事業の賃金支払能力」の中の経常利益について、資本金1,000万円以上で8.5%増加となっており、資本金1,000万円未満で12.7%の減少となっているが、令和５年度に比べると改善傾向にあるということについて、数値と文章が合わないのではないかというご質問ですが、事務局いかがでしょうか。

○事務局　労働基準部長

１点目のご指摘は、中央最低賃金審議会で出した文章とデータが合っていないというご指摘と捉えましたので、厚生労働省に確認して別途回答させていただきます。

○齋藤会長

この部分についてはよろしくお願いします。２点目は、売上高経常利益率について資本金1,000万円以上のデータは出ているが、資本金1,000万円未満のデータはなく、その代わりとして国内企業物価指数があるので、データのないものは何か別のデータを基に今後議論を進める必要があるのではないかというお話だと思いますが、事務局お願いします。

○事務局　労働基準部長

資本金1,000万円未満のデータや価格転嫁の関係もそうですが、中央最低賃金審議会資料で全国版データはあっても都道府県データはないものもあり、厚生労働省に確認して

いるところでございます。工藤委員にご指摘いただいた他のデータも含め、どのようなデータがあるのか確認中ですので、併せて回答させていただきます。

○工藤委員

少なくとも価格転嫁率については、中小企業庁の公表データに都道府県別もありますので、審議にご活用いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○齋藤会長

国内企業物価指数あるいは価格転嫁も、確かに新聞に全国最下位という記事が載っていましたので、これもどう捉えるか立場によっても違うかもしれませんが、ぜひそういったことも専門部会で議論を深めていただければと思います。

それでは、続けてお願いします。

○工藤委員

最後は意見ですが、地域間格差について８ページの「各ランクの目安額については」から始まって「地域間格差の是正を図る」についてですが、先ほどもご説明ありましたように、最低賃金は最低賃金法にある法定３要素を考慮して定めなければならないとされています。ですから、３要素の実態よりも先に最低賃金を引上げるのではなく、政府の政策などによって賃金支払能力が高まった実態を踏まえて、法定３要素を考慮して適正な金額を定めた結果でもって、地域間格差が是正されるべきものであることを確認したいと思います。

私としましても、地域間格差が是正されていくことは望ましいと思っていますので、そのように進むことを望むわけですが、それが分かるデータなどの確認がないにもかかわらず、それを無視して地域格差是正をするため先に最低賃金を引き上げることはできないのではないかと思います。中央最低賃金審議会も実態を踏まえた審議とありますので、当審議会もそのような審議を進める必要があると思います。以上でございます。

○齋藤会長

明後日から専門部会が始まりますので、地域間格差の是正についてもぜひ議論を深めていただければと思っております。

全員協議会の取りまとめの中でも、全国での位置がどのようにあるのかというデータを見ることは悪いことではないということもございましたので、様々な角度から議論していくことが必要と考えておりますので、ぜひ議論を深めていただければと思います。

それ以外に何かございますか。藤田委員どうぞ。

○藤田委員

目安の伝達ということですので、分かる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

今ご説明のありました、ページでいえば８ページのところで、今年度の各ランクの引上げ額の目安は全国加重平均で4.9%、55円を基準として検討することが適当とありますが、その前文に書いてある理由は全て抽象的な表現で数字が出てきていない。4.9%、55円という数字がどうして出てきたのか私は全く理解できないので、その理由が分かれば教えてください。分からないのであれば分からないで結構です。

○齋藤会長

抽象的表現が説明にある中で4.9%という数字が出てくるように見えるが、その数値について説明ができればしていただきたいということです。

○事務局　労働基準部長

4.9%、55円を基準とする根拠について把握しておりませんので、厚生労働省に確認して専門部会で回答させていただきたいと思います。

○齋藤会長

それでは、確認して専門部会で回答いただければと思います。

それ以外にございましたらお願いいたします。

（委員から「なし」の声）

それでは、目安の伝達については以上とさせていただきますが、近藤委員どうぞ。

○近藤委員

工藤委員のご発言について確認させていただきたいのですが、地域間格差是正は結果論であって、結果として地域間格差是正につながるのであればそれは許容するが、地域間格差是正を求めた大幅な引上げは許容しませんという解釈でよろしいかということが１つと、８ページにある各ランクの目安額については、「日本成長戦略等において地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされることを踏まえ」とあることについては、許容できないという判断をされているということでよろしいでしょうか。

○工藤委員

中央最低賃金審議会の先ほど説明いただいた中でも、実態を踏まえて各地方審議会で審議してほしいという話がありました。実態があればもちろん引上げは認められるが、実態がないのに引上げるのは制度の趣旨からして許されないのではないかと思いますので、許容しないとか強い表現を使うかどうかですが、そもそもそういうことは前提が必要ですよねということです。

そして、８ページの日本成長戦略の表現の解釈と思いますが、最高額に対する最低額の比率を引き上げることで地域間格差の是正を図ることは、手段も含めて最終的にこれに反対するものではなく、もちろん日本成長戦略の記載ですから、こういった方法で進めるというのは日本の進める方向でいいと思いますが、最高額に対する最低額の比率を引き上げるために、実態がないのに無理に引上げることまで日本成長戦略が意味しているものではないということです。もちろん色々な国の政策で実態を含めて賃金を引上げられる環境を整えて、地域間格差是正を図ることも必要ですが、最低賃金の３要素を考慮することがないがしろにならないかと思うところもあります。いずれ具体的な手法はいろいろあると思いますので、日本成長戦略について反対ということではなく、最終的に地域間格差の是正を図ることはいいと思っています。

○近藤委員

これは非常に重要な観点だと思いますので、少し時間を使わせていただきますが、８ページにある「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間

格差の是正を図る」を読むと、「地域間格差の是正を図る」が目的であって、「最高額に対する最低額の比率を引き上げる等」が手段になるわけですよねこの表現は。そうなると、先ほど工藤委員がおっしゃられた、地域間格差の是正を図ることは結果論であれば許されるが、それを目的としてはいけないというように解釈できるのです。これは、専門部会の非常に大きな議論になると思いますので、特に昨年度地域間格差是正ということの議論が上がってきましたから、ぜひそこはしっかり整理をしておきたいと思いますがいかがでしょうか。

○工藤委員

私の答えで納得できないのはどこでしょうか。要は手段はあるでしょうし、最終的に地域間格差の是正を図ることはいいと思います。問題は、実態がないにもかかわらず引き上げるというのは制度の運用などに反するのではないかという理解です。ただ、もちろん実態というのもどこまでの範囲にするかは審議会の審議になると思います。

○近藤委員

改めて確認いたします。要は、地域間格差の是正を目的とするのか、そうではなくて、結果として地域間格差が是正されたということを認めるのかということでかなり大きく違うと思うのです。先ほどの工藤委員のお話は、結果として地域間格差が是正されたのはいいというのが最初の発言なのです。２回目の発言は、目的としてもいいよという感じで言っているのでそこは確認したい。つまり、結果として地域間格差が是正されるのと、それを目的として手段として使ってもいいよとでは全然違ってきますので、改めて確認しておきたいと思います。

この政府の日本成長戦略は、地域間格差是正を図ることを目的とした上で、最低賃金の最高額に対する最低額の引上げをする手段を取っていいと解釈ができますので、ここで改めて皆さんの前で、専門部会に入る前にそのスタンスを明確にしておきたいという趣旨であります。

○工藤委員

手段といいますか、最終的に地域間格差の是正を図るという目的はいいと思います。ただ、政策を実現するための手段として、最低賃金の引上げをまずやるということには反対してきています。

○近藤委員

そうすると、政府の「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」には同意できないと解釈した方が、今の工藤委員の発言からすると私は納得ができるのですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○工藤委員

日本成長戦略において、「最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」これ自体には反対していません。最高額に対する最低額の比率を引き上げる方法は、いずれそういう実態にすればいいわけですから、私が前から反対しているのは、後で政府が政策でいろいろ支援策を行いますから、まず最低賃金を引き上げてくださいという働きかけが昨年度政府等からあったと思いますが、それは違うのではない

かということです。実態が伴って首都圏とか岩手の経済的な地域間格差がなくなり、そして最低賃金が引き上げられる実態があって、地域間格差是正が図られることはいいと思います。ただ、ここ数年は先に最低賃金を引き上げようとするので、大変な動きになっているのではないかと思っています。

そうはいってもこの表現自体に反対するわけではなく、政策を先にやる手法などはあると思いますので、そういったことをすることで地域間格差の是正を図るというのは、私としても岩手の人口流出の要因として賃金が低いのではないかということも解決していきたいと思いますので、地域間格差の是正を図ることはいいと思います。

○近藤委員

今までのやり取りは、私としてはどうも納得いかないところがあります。それは何かというと、８ページの２段落目を読むと、目的として地域間格差の是正を図ってほしいと、それについて最低賃金の引上げ等を活用しても構いませんよと、どちらかというと積極的に活用すべきじゃないのと、私から見たら読み取れますので、今の工藤委員の発言はそれでも構わないということであれば、どんどん専門部会で地域間格差の是正を議論していただくことがいいと思いますし、そうではなく結果として地域間格差が是正されることを許容するというのであれば、専門部会で積極的な地域間格差の議論ができなくなってくると思うのです。なので、この位置付けはどうなのかというところ、特に地域間格差是正は最低賃金引上げの手段として捉えても構わないのかというところを、事務局は厚生労働省に確認していただければ、専門部会の議論がより深まるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局　労働基準部長

ご指摘いただいた点、厚生労働省に手段なのかどうかというところを確認して共有させていただきます。

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、確認いただき専門部会で説明をお願いしたいと思います。この８ページの「最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」という文章をどう読み解くか、「引上げる等」ですからこれは１つの例であって、そのほかの方法もあるわけですが、これらは手段と考えられる。地域間格差の是正を図るというのが目的と読み取れるのではないかというのが近藤委員の捉え方ですが、それに対して工藤委員からは、手段として考えるのはいいが、あくまで目的として最初から掲げて、特に昨年度のように経済政策として政府が働きかけをする形で進められて、最低賃金の議論の前に打ち出されるのは問題があったのではないかと私はお聞きいたしましたが、そういった整理で事務局から厚生労働省に確認していただくことでよろしいでしょうか。

○近藤委員

１つだけ付け加えさせてください。なぜあえて言うかというと、資料１－１には日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026が閣議決定されたので、これに配意してくれと書かれています。なので確認したいのです。さらに、８ページのところで、日本

成長戦略を踏まえてと書かれています。なので、どういうスタンスで専門部会で議論すべきなのか確認しなければならないということを、事務局に認識いただければと思っております。

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、そういったところを踏まえて厚生労働省に確認いただければと思いますので、よろしくお願いします。それ以外にございましたらお願いいたします。

（委員から「なし」の声）

それでは、専門部会においては、この目安について十分参酌の上との記述がありますので、目安答申にお目通しの上で議論を深めていただければと思います。

（３）主要指標について
（４）岩手県最低賃金と生活保護との比較について

○齋藤会長

それでは、次の議題に入ります。議題（３）「主要指標について」及び（４）「岩手県最低賃金と生活保護との比較について」事務局から説明をお願いします。

○事務局　賃金室長

それでは、議題（３）「主要指標について」及び（４）「岩手県最低賃金と生活保護との比較について」を順にご説明いたします。

初めに、別冊の主要統計資料を御覧いただきたいと思います。主要指標につきましては、昨年度と同様に別冊主要統計資料として取りまとめて、本日机上に配付させていただいております。主要統計資料の目次を御覧ください。この別冊統計資料の構成でございますが、これまでＡＢＣの３つの区分にしておりましたが、今年度新たにＤという区分を追加しております。前回の審議会でご報告しました中央最低賃金審議会全員協議会の対応方針等を踏まえまして、できる限り岩手県内の実情を把握いただけるよう資料を追加しています。

それでは、区分別に資料をご説明します。まず、Ａの区分ですが、行政機関などが公表しました資料を岩手労働局が収集したもの及び岩手労働局が作成した資料で構成しております。Ａ－１の区分は岩手県の経済指標で、最低賃金法第９条第２項の通常の事業の賃金支払能力に関連するものとして経済状況等の資料で構成しております。

Ａ－２ですが、岩手県の賃金水準として最低賃金法第９条第２項の賃金、Ａ－３は岩手県の生計費として最低賃金法第９条第２項の労働者の生計費で構成し、Ａ－１からＡ－３まではいわゆる法定３要素の判断資料として編綴しております。このうちＡ－２の資料ですが、新たに「コ」に経団連公表の春季労使交渉中小企業業種別回答状況を、「シ」に内閣府県民経済計算から１人当たり県民所得、「ス」に内閣府県民経済計算から１人当たり県民雇用者報酬を追加しております。Ａ－４からＡ－10までは岩手労働局が作成しました各種資料となっております。

続きましてＢの区分ですが、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配付され

た資料となっております。このうちＢ－２に都道府県別統計資料がございます。このＢ－２の都道府県別統計資料以外に中央最低賃金審議会に提供された資料の中で、都道府県別データのオーダーをいただいた場合には、適宜厚生労働省に確認の上、ご提供できる資料は随時専門部会などでご提供してまいりたいと考えております。一方で、中央最低賃金審議会で使用したデータには、都道府県別データがないものもございます。本日お手元にお配りしています「議題（３）説明資料」ですが、令和８年４月10日に開催されました中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会資料ですが、一番後ろページに「中央最低賃金審議会で使用した主なデータの都道府県別データについて」に、都道府県別データがない理由について厚生労働省がまとめております。具体的には時間の関係で割愛させていただきますが、ここに掲載されています資料につきましては、都道府県データがないということでございますので、ご提供できないことをあらかじめご理解いただきたいと思います。

それでは、別冊主要統計資料の目次の説明に戻りますが、Ｃの区分は、先ほど岩手県と当局職業安定課から説明いただいた際の資料となっています。

次に、今年度新たに追加したＤの区分ですが、岩手県内の経済情勢等について、独自に調査・分析結果を公表しているいわぎんリサーチ＆コンサルティング株式会社のレポートを追加しております。Ａの区分にございます行政機関等以外の機関、信用調査会社、岩手県信用保証協会などの公表資料に基づき、県内の経済情勢等について取りまとめられておりますので、審議のご参考としていただければと考えております。主要統計資料の今後公表される最新版につきましては、随時審議会及び専門部会で追加配付させていただきます。

一方で、審議会運営上の了解事項としまして、効率化の観点から資料のスリム化する試みを継続するということがございます。丁寧な審議が最優先されることは当然のことですし、審議を進めるに当たりまして必要な資料等があれば、事務局にお申し付けいただくのは当然のことですが、資料のスリム化・集約化の試みというものは、審議運営の効率化・業務軽減にもつながるものと考えております。事務局としましては、そちらにも取り組んでまいりたいと考えておりますので、可能な範囲でのご配慮をお願いいたします。別冊主要統計資料につきましては以上でございます。

続きまして、議題（４）「岩手県最低賃金と生活保護の比較について」ご説明いたします。別冊主要統計資料Ａ－４を御覧ください。令和６年度の岩手県最低賃金と生活保護との比較になりますが、改正後の岩手県最低賃金に対し生活保護との差額を時間額で換算しますと、時間額で279円岩手県最低賃金が高い状況となっております。

この資料の裏面を御覧いただきますと、これまでの経過が一覧となっております。こちらの一番下を御覧いただきますと、令和６年度岩手県最低賃金は952円で、生活保護の時間当たり換算額は673円ですので、乖離額は279円となります。このことから、令和６年度の岩手県最低賃金は令和６年度の岩手県の生活保護水準を下回っていなかった結果であることがお分かりになると思います。

以上、ご説明とさせていただきます。

○齋藤会長

ただいまの事務局の説明についてご質問等がございましたらご発言をお願いします。まず、主要指標についてはいかがでしょうか。近藤委員どうぞ。

○近藤委員

資料の電子化をしていただきまして大変ありがとうございます。資料の更新につきましても電子化をお願いしたいという要望が１つ。それと、佐々木委員や小林委員もパソコンを開いていらっしゃいますが、電源コードを各列に用意していただけると助かりますので、ご検討いただきたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。電子化の推進を事務局で図っていただいているようですので、この動きを進めていただきたいというご要望です。委員それぞれのご都合がある思いますので、移行に当たってはそこにも配慮いただきながら進めていただきたいと思います。

それでは、この主要指標についてはよろしいですか。

（委員から「はい」の声）

それでは、次に岩手県最低賃金と生活保護との比較についてはいかがでしょうか。

（委員から「なし」の声）

（５）令和８年賃金改定状況調査結果について
（６）令和８年最低賃金に関する基礎調査結果について

○齋藤会長

それでは、議題（５）「令和８年賃金改定状況調査について」及び議題（６）「令和８年最低賃金に関する基礎調査結果について」事務局から説明をお願いします。

○事務局　賃金室長補佐

議題（５）「令和８年賃金改定状況調査結果について」及び議題（６）「令和８年最低賃金に関する基礎調査結果について」ご説明いたします。

別冊主要統計資料Ｂ－６－アが「令和８年賃金改定状況調査結果」、Ａ－５が「令和８年最低賃金に関する基礎調査結果」です。

初めに、令和８年賃金改定状況調査からご説明します。この資料は中央最低賃金審議会目安小委員会の審議資料で、昨年６月分賃金と今年６月分賃金を調査し、賃金の改定状況を取りまとめたものです。調査は、常用労働者が30人未満の企業に属し、１年以上継続して企業を営んでいる事業所を対象としております。

資料３ページの第１表「賃金改定実施状況別事業所割合」を御覧ください。左側にランクが記載されておりますが、岩手県はＣランクとなります。上段左側、産業計の調査事業所のうちＣランクを御覧いただきますと、１－６月に賃金引上げを実施した事業所の割合が55.9%、１－６月に賃金引下げを実施した事業所が0.6%とございます。また、１－６月に賃金改定を実施しない事業所のうち、７月以降も賃金改定を実施しない事業所が20.7%、７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所が22.9%となっております。同じように業種別の数字も掲載されております。

続きまして、４ページの第２表は「事業所の平均賃金改定率」でございます。５ページの第３表は「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」となっております。６ページの第４表①は、賃金の上昇率を男女別に載せているものでございます。左側の産業計で１時間当たりの賃金額は、男女計のＣランクでは令和７年６月が1,343円、令和８年６月は1,388円、賃金上昇率は3.4%で昨年の3.0%と比較して0.4ポイント高くなっております。ＡランクからＣランクの賃金上昇率の計は３％で、昨年の2.5%を上回っております。

続きまして、７ページの第４表②は、賃金上昇率を一般労働者とパート別に載せているものとなります。次の８ページの第４表③は、令和７年６月と令和８年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計値となります。産業計の計欄のＣランク賃金上昇率は4.0%で、令和７年より0.4ポイント高い結果となっております。

次に、基礎調査結果についてご説明いたします。資料Ａ－５「令和８年最低賃金に関する基礎調査結果」を御覧ください。調査の概要につきましては、１ページに記載しておりますが、933事業所、9,172名の労働者のデータを基にしております。調査結果につきましては、産業別、事業所規模別の標本労働者数を母集団労働者数に復元することにより推計したものとなっています。

２ページ目は地区割表で、県北、県央、県南及び沿岸の４地域に分けております。

３ページからの総括表が調査結果となります。岩手県最低賃金は「県最賃」と表示しています。３ページの総括表が県最賃の調査対象全部の結果です。この表でご説明いたしますと、本年の基礎調査の結果、最低賃金である1,031円の未満の率、いわゆる未満率は1,030円の行となり、合計欄で2.6%となっております。未満率につきましては、昨年は2.0%、一昨年は1.1%でございました。

次に、影響率ですが、例えば1,031円から58円アップした仮定で1,089円を見ますと、1,089円未満の影響率は1,088円の行を見ていただくことになります。ここでは、合計欄で33.8%となっております。右側を見ますと、事業所の規模別、地域別の影響率を確認することができます。なお、1,092円以降につきましては、10円単位で区分されておりますが、およその影響率が確認できると思います。

次に、６ページは県最賃対象の製造業の総括表、９ページは卸売小売業、12ページはサービス業の総括表となってございます。15ページは年別基礎調査特性値と最低賃金額の推移、16ページは業種別・年別基礎調査特性値を、製造業、卸売小売業、サービス業の業種分類ごとに載せております。17ページは賃金分布の特性値の解説となっておりますので、ご確認いただければと思います。

○齋藤会長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（委員から「なし」の声）

賃金改定状況調査結果、それから基礎調査結果についてもよろしいでしょうか。

（委員から「なし」の声）

（７）その他

○齋藤会長

それでは、議題（７）「その他」に入ります。初めに、事務局で何か用意している議題はありますか。

○事務局　賃金室長

事務局から３点ございます。

１点目は、岩手県最低賃金専門部会委員の任命についてです。資料№２「令和８年度岩手地方最低賃金審議会岩手県最低賃金専門部会委員名簿」を御覧ください。岩手県最低賃金専門部会委員の任命につきましては、７月７日の第２回審議会で岩手県最低賃金の改正諮問を行った後、同日付で専門部会委員の推薦公示を行い、７月22日に推薦を締め切りました。労働者側から４名、使用者側から３名の推薦があり、局内で選考させていただき、去る７月24日付で任命し通知させていただいております。任命させていただきました専門部会委員につきましては、こちらの名簿をもちましてご報告させていただきます。

○齋藤会長

ただいまの事務局の説明についてご質問等がございましたらご発言をお願いします。

（委員から「なし」の声）

事務局は説明を続けてください。

○事務局　賃金室長

２点目は、審議会開催計画の一部変更についてです。資料№３「令和８年度岩手地方最低賃金審議会開催計画」を御覧ください。10月以降の審議会開催計画につきまして、皆様のスケジュールを確認させていただいたところです。その結果、一部日程の変更が必要となりました。変更案は朱書き部分でございます。10月15日木曜日13時30分から予定しておりました産別合同専門部会は10月16日金曜日13時30分に、11月27日火曜日13時30分から予定しておりました第６回審議会は、日にちは変わっておりませんが、開始時間を13時30分から午前10時に変更することにつきまして、お諮りいたします。

○齋藤会長

事務局から審議会開催計画の変更について提案がありましたが、ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

（委員から「なし」の声）

この日程については、各委員からご都合をお伺いした上で、できるだけ多くの委員が出席可能な日程を調整されたと思われますが、よろしいですね。

（委員から「はい」の声）

事務局は説明を続けてください。

○事務局　賃金室長補佐

３点目は、第２回岩手地方最低賃金審議会以降に最低賃金に関する請願署名、意見書が提出されておりますので、ご報告させていただきます。

資料№４を御覧ください。令和８年７月22日に日本労働組合総連合会岩手県連合会から、岩手労働局長及び岩手地方最低賃金審議会長宛てに「2026年度岩手地方最低賃金の

改正に関する決議について」が1,333筆提出されております。

（決議要旨読み上げ）

続きまして、資料№５「中小企業・小規模事業者支援し、岩手県と全国の最低賃金を時給1,700円以上に引き上げることを求める要請署名」を御覧ください。令和８年７月22日に岩手県労働組合連合会から1,976筆の署名の提出を受けております。

（要請内容要旨読み上げ）

続きまして、資料№６「岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書」を御覧ください。令和８年７月22日岩手県労働組合連合会議長外19労働組合代表から、意見書の提出を受けております。

（意見書要旨読み上げ）

続きまして、資料№７「岩手県最低賃金の改正決定についての意見書」を御覧ください。令和８年７月22日岩手県地域労働組合青年委員会34名の組合員から意見書の提出を受けております。意見書の内容は、個人ごとに相違しますので、時間の都合上、読み上げは省略させていただきます。

次に、資料№８「岩手県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について」を御覧ください。令和８年７月30日付で一般社団法人岩手県タクシー協会会長から意見書の提出を受けております。

（意見書要旨読み上げ）

○齋藤会長

ただいまの事務局の報告についてご質問等がございましたらご発言をお願いします。

（委員から「なし」の声）

それでは、そのほか委員の皆様から何かあればご発言をお願いいたします。工藤委員どうぞ。

○工藤委員

先ほどの地域間格差の是正に関する近藤委員からの質疑について、事務局から厚生労働省に確認していただくことになりましたが、確認の仕方によって回答が変わるのではないかと思いますので、改めてこの場をお借りしますが、私の言っていることは、最終的に地域間格差が是正されることには反対しないということですが、実態がないにもかかわらず、地域間格差是正のために引き上げることは許されないと考えますと言っていることであります。確かに先ほどご説明いただいた資料１－２、目安の答申の10ページのところに、中央最低賃金審議会でも「カ地方最低賃金審議会への期待等」というところで、「実態等をデータに基づいて見極めつつ」と、実態等を踏まえて審議してくださいと書いてある一方で、地域間格差の是正を引き続き図ることを踏まえて中央最低賃金審議会の目安額が検討されたものであることにも配慮いただきたいと書いてあり、実態を踏まえて審議してくださいと言っておきながら、地域間格差の是正を図ることも踏まえて目安額を検討しましたとはどういうことなのか、確認していただければと思いますが、いずれ私からは、実態がないにもかかわらず、最低賃金を引き上げることは許されないですよねということを確認いただければと思います。

そもそも国として実態を踏まえた審議というものをどう考えているのか、実態がないのに引き上げるということまで言っているのか、それが矛盾していないのか、いずれ実態がないにもかかわらず、引き上げることは許されないですよねということを確認いただければと思います。

○齋藤会長

工藤委員から、先ほどの質問を厚生労働省に確認する際に、どのような質問をするかによって答え方があると思うので、こういう聞き方をしてくださいという確認でした。

工藤委員は専門部会委員ではないので専門部会にはいらっしゃいませんが、今の質問の趣旨を踏まえて専門部会で説明いただき、専門部会委員の方々に十分ご議論いただければと思っております。

参考までに申し述べますと、中央最低賃金審議会の全員協議会で２、３年前にランクの見直しが行われ、ＡからＤのランクがＡからＣのランクになったわけですが、その際に、県民所得や消費者物価指数、賃金の支払額とか、都道府県別の順位をつけたものを総合化した指数、それの差と最低賃金の差を比較してみると、総合指数の差に比べて賃金の額の差が大きくなり過ぎるということが分かって、ＡＢＣＤランクからＡＢＣランクに変えたということが全員協議会のランク見直しの報告に書いてありましたので、そういった認識はおそらく中央最低賃金審議会委員の皆さんがお持ちで、そのあたりは是正していかなければならないなというところは、中央最低賃金審議会委員の共通認識といいますか、そういったことが表明されたものではないかという感想を持っております。これは参考でございました。

それでは、そのほか何かご発言あればお願いします。

（委員から「なし」の声）

何もなければこれで議事を終了し、本日の審議会は閉会とします。